

令和2年度 第8回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和2年 11月25日 (水)			
開 催 場 所	役場 第1会議室			
開 催 日 時	令和2年 11月25日 午後 1時 30分 開 会			
	令和2年 11月25日 午後 2時 8分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
欠席委員番号				
議事録署名委員	3 番	與那嶺 清	4 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和2年度 第8回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稔（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 令和2年度利用意向調査について 報告3 新規就農相談会について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第37号 非農地証明願いについて 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第35号から第38号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが5件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1時 34分 再開 午後 1時 49分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」を説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係・所有権移転関係の内容を説明)</p>

		事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1から4番については、今帰仁村が設定した下限面積5,000㎡以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和2年11月18日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては特に問題はないと思います。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第37号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第37号「非農地証明願いについて」説明いたします。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第37号「非農地証明願いについて」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第37号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議 長		<p>議案第37号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局		<p>それでは、私のほうから議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第38号整理番号1番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長		ただ今、事務局から説明がありました議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については、令和2年11月18日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長		ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議 長		議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については、令和2年11月18日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>うち面積が428.9㎡となっていますが、本来分筆して転用するときは小数点以下がない申請になると思いますが…。小数点記載するかしないかの確認を県にお願いします。</p>
事 務 局	<p>通常宅地であれば小数点以下で記載されますが、今の地目は畑なのでおっしゃる通り小数点以下切り捨ての書き方になると思います。</p>

事務局	<p>図面の求積図通りの面積で申請書に記載しておりますので大丈夫かと思いますが…。確認の方は行います。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については原案通り可決決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和2年12月23日(水)を予定しています。</p> <p>これにて令和2年度第8回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 2時 8分
	会長 内間 正樹 印
	議事録署名委員
	印
	印